

2025年10月9日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

イーストスプリング・インベストメント株式会社  
代表取締役 佐藤 輝幸

### 正会員の財務状況等に関する届出書

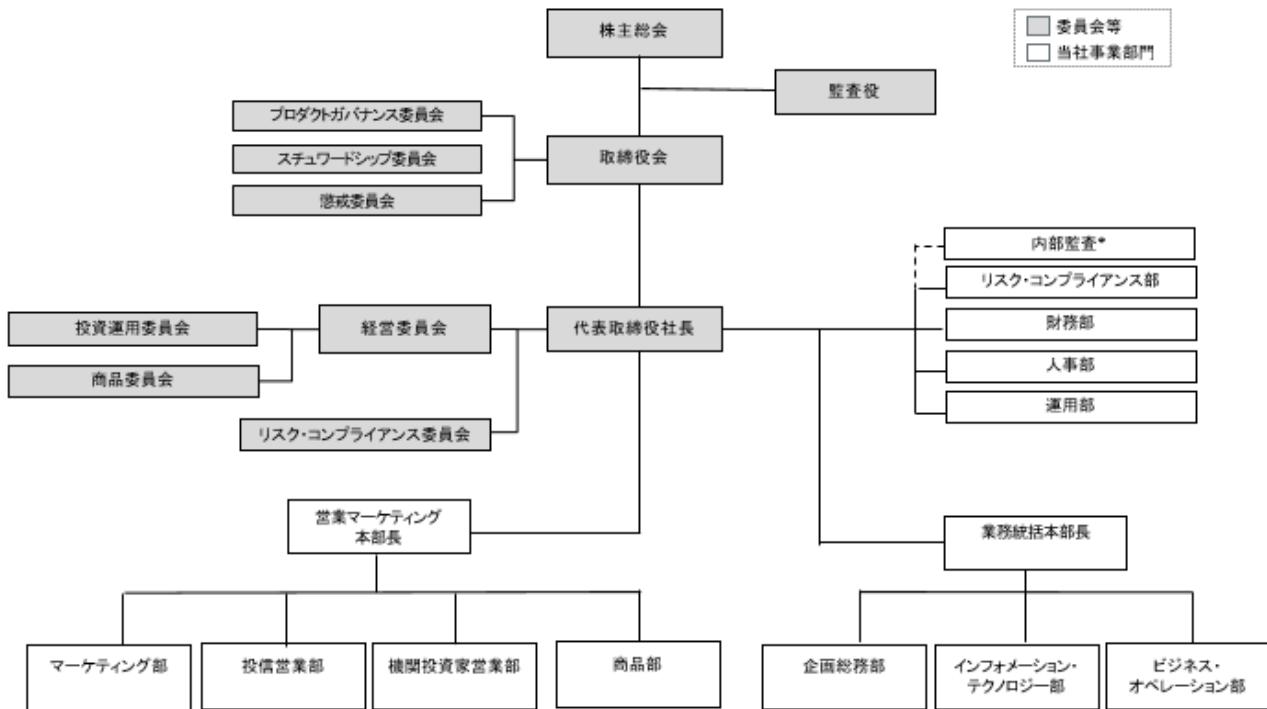
当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

#### 1. 委託会社等の概況

##### (1) 資本金の額（2025 年 7 月末現在）

資本金の額	: 649.5 百万円
発行する株式の総数	: 30,000 株
発行済株式総数	: 23,060 株
過去 5 年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構（2025 年 7 月末現在）



\*内部監査はブルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

#### ・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3 名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を 1 名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制

業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、プロダクトガバナンス委員会を設置しています。

業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2025年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	898,654
合計	26	898,654

### 3. 委託会社等の経理状況

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期事業年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 27 期中間会計期間(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月2日

イーストスプリング・インベストメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手するために、中間財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,825,477	3,040,961
有価証券	13,389	10,476
前払費用	61,876	90,906
未収委託者報酬	1,543,611	2,959,382
未収入金	33,458	109,699
<b>流動資産合計</b>	<b>3,477,813</b>	<b>6,211,425</b>
<b>固定資産</b>		※1
<b>有形固定資産</b>		
建物	107	101
器具備品	6,977	23,703
リース資産	0	0
<b>有形固定資産合計</b>	<b>7,084</b>	<b>23,804</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	—	28,625
<b>無形固定資産合計</b>	<b>—</b>	<b>28,625</b>
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	27,281	22,371
繰延税金資産	144,710	139,034
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>171,992</b>	<b>161,406</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>179,077</b>	<b>213,835</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,656,890</b>	<b>6,425,261</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
<b>未払金</b>		
未払手数料	857,995	1,669,440
関係会社未払金	153,822	335,477
その他未払金	34,702	58,824
未払費用	43,107	15,391
未払法人税等	95,262	728,159
預り金	19,999	13,364
賞与引当金	203,226	※2
未払消費税等	68,755	222,139
リース債務	959	959
<b>流動負債合計</b>	<b>1,477,832</b>	<b>3,333,106</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	280,216	319,786
リース債務	1,359	399
<b>固定負債合計</b>	<b>281,575</b>	<b>320,186</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,759,408</b>	<b>3,653,292</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>649,500</b>	<b>649,500</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>616,875</b>	<b>616,875</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>616,875</b>	<b>616,875</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	631,107	1,505,593
<b>利益剰余金合計</b>	<b>631,107</b>	<b>1,505,593</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>1,897,482</b>	<b>2,771,968</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,897,482</b>	<b>2,771,968</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,656,890</b>	<b>6,425,261</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	4,967,312	9,668,416
運用受託報酬	9,370	-
その他営業収益	244,302	349,230
<b>営業収益合計</b>	<b>5,220,984</b>	<b>10,017,646</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	2,497,032	5,227,756
広告宣伝費	70,638	72,486
調査費	163,733	291,780
委託調査費	623,280	705,794
委託計算費	102,191	109,937
通信費	8,102	7,710
諸会費	2,659	4,573
<b>営業費用合計</b>	<b>3,467,638</b>	<b>6,420,040</b>
<b>一般管理費</b>		
役員報酬	167,076	145,762
給料・手当	602,392	590,464
賞与	138,601	235,551
交際費	3,861	2,777
旅費交通費	14,486	18,903
租税公課	29,868	45,945
不動産賃借料	121,669	122,366
退職給付費用	70,977	65,662
減価償却費	1,398	※1
採用費	15,239	4,148
専門家報酬	20,139	15,233
業務委託費	31,524	38,398
敷金の償却	4,909	4,909
諸経費	92,997	131,819
<b>一般管理費合計</b>	<b>1,315,142</b>	<b>1,428,752</b>
<b>営業利益</b>	<b>438,204</b>	<b>2,168,853</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	5	84
受取配当金	12	12
有価証券売却益	32,679	562
有価証券評価益	435	-
為替差益	1,377	-
雑収入	33	27
<b>営業外収益合計</b>	<b>34,544</b>	<b>685</b>
<b>営業外費用</b>		
有価証券評価損	-	630
為替差損	-	23,379
<b>営業外費用合計</b>	<b>-</b>	<b>24,010</b>
<b>経常利益</b>	<b>472,748</b>	<b>2,145,529</b>
税引前純利益	472,748	2,145,529
法人税、住民税及び事業税	87,072	735,366
法人税等調整額	△ 144,710	5,676
法人税等合計	△ 57,638	741,042
当期純利益	530,386	1,404,486

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095	
当期変動額						
当期純利益	—	—	530,386	530,386	530,386	
当期変動額合計	—	—	530,386	530,386	530,386	
当期末残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482	

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482	
当期変動額						
剩余金の配当	—	—	△ 530,000	△ 530,000	△ 530,000	
当期純利益	—	—	1,404,486	1,404,486	1,404,486	
当期変動額合計	—	—	874,486	874,486	874,486	
当期末残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968	

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 18年

器具備品 4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

##### (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

#### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	前事業年度末 (2023年12月31日)	当事業年度末 (2024年12月31日)
建物	113,359千円	113,365千円
器具備品	58,171千円	61,871千円
リース資産	5,234千円	5,234千円
計	176,764千円	180,471千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
有形固定資産	1,398千円	3,934千円
無形固定資産	-千円	2,874千円
計	1,398千円	6,809千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数	前事業年度 増加株式数	前事業年度 減少株式数	前事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500,000	利益剰余金	21,682	2023/12/31	2024/3/22

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	23,060 株	-	-	23,060 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530,000	利益剰余金	22,983	2023/12/31	2024/3/22

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2023年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	13,389	13,389	-
長期差入保証金	27,281	27,135	△146

当事業年度末（2024年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	10,476	10,476	-
長期差入保証金	22,371	21,971	△401

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,825,477	—	—	—
未収委託者報酬	1,543,611	—	—	—
未収入金	33,458	—	—	—
長期差入保証金	—	27,281	—	—
合計	3,402,547	27,281	—	—

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,040,961	—	—	—
未収委託者報酬	2,959,382	—	—	—
未収入金	109,699	—	—	—
長期差入保証金	—	22,371	—	—
合計	6,110,042	22,371	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	13,389	—	13,389
資産計	—	13,389	—	13,389

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	10,476	—	10,476
資産計	—	10,476	—	10,476

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	27,135	-	27,135
資産計	-	27,135	-	27,135

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	21,971	-	21,971
資産計	-	21,971	-	21,971

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(有価証券関係)  
売買目的有価証券

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	435千円	△ 630千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
退職給付引当金期首残高	261,756千円	280,216千円
退職給付費用	86,131千円	75,149千円
退職給付の支払額	△ 67,671千円	△ 35,579千円
退職給付引当金期末残高	280,216千円	319,786千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	70,977千円	65,662千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金損金算入限度超過額	47,545	69,252
退職給付引当金損金算入限度超過額	85,802	97,918
未払費用否認額	7,664	25,488
未払事業税	6,049	35,905
株式報酬費用	2,456	2,472
資産除去債務	27,363	28,866
減損損失	7,940	4,922
繰越欠損金	28,779	-
有価証券評価損	174	450
その他	639	505
<b>繰延税金資産の総額</b>	<b>214,415</b>	<b>265,782</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 28,779	-
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	△ 40,925	△ 126,748
評価性引当額小計	△ 69,704	△ 126,748
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>144,710</b>	<b>139,034</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>144,710</b>	<b>139,034</b>

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	28,779	28,779
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 28,779	△ 28,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 28,779 千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	△ 28.58%
繰越欠損金の利用	△ 18.23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 12.19%

当事業年度(2024年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	4.44%
繰越欠損金の利用	△ 1.34%
その他	△ 0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.54%

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,303 百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接 100%	管理業務の 委託 情報システム 関連契約	情報関連費 の支払	4,111	未払金	4,055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド	シンガポー ル	1 百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注 2)	244,302	未收 入金	32,418
						調査業務の 委託	委託調査費の 支払(注 1)	541,969	未払金	101,230
						計算業務の 委託	委託計算費の 支払(注 1)	422		
						管理業務の 委託	情報関連費の 支払	22,459	未收 入金	1,039
						情報システム 関連契約			未払金	14,056
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメント・サービス・プライベートリミテッド	シンガポー ル	1 千 5 万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	13,768	未払金	9,227
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319 百万 マレー シアンギ ット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・ブライベートリミテッド	シンガポー ル	2 シンガ ポール ドル	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	24,202	未払金	24,579

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注 2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	146 百万米 ドル	持株 会社	被所有 間接 100%	管理業務の 委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	4,149	未払金	3,478
							業務委託	25,432	未払金	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド	シンガポー ル	1 百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約  調査業務の 委託 計算業務の 委託 管理業務の 委託 情報システム 関連契約	その他営業収 益の受取(注 1)	347,593	未收 入金	108,409
							委託調査費の 支払(注 2)	635,211	未払金	131,295
							委託計算費の 支払(注 2)	50		
							情報関連費の 支払	29,228	未払金	165,774
							業務委託	117,686		
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービスズ・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポー ル	2 シンガ ポール ドル	サービ ス業	なし	管理業務の 委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	2,183	未払金	-
							業務委託	24,032	未払金	12,058

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注 2) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	4,967,312千円	9,668,416千円
運用受託報酬	9,370千円	-千円
その他営業収益	244,302千円	349,230千円
計	5,220,984千円	10,017,646千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,967,312	9,370	244,302	5,220,984

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	9,668,416	-	349,230	10,017,646

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オーブン	1,422,702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,047,059	投資運用業

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	3,065,141	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オーブン	2,979,316	投資運用業

(注) 個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	82,284 円 57 銭	120,206 円 79 銭
1 株当たり当期純利益金額	23,000 円 29 銭	60,905 円 75 銭

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注 2) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
当期純利益	530,386 千円	1,404,486 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	530,386 千円	1,404,486 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## 1. 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末  
(2025年6月30日)

## 資産の部

流動資産	
現金及び預金	1,691,771
有価証券	72,318
前払費用	57,077
未収委託者報酬	2,650,937
未収入金	93,212
流動資産合計	4,565,316
固定資産	※1
有形固定資産	
建物	98
器具備品	22,646
リース資産	0
有形固定資産合計	22,745
無形固定資産	
ソフトウェア	25,475
無形固定資産合計	25,475
投資その他の資産	
長期差入保証金	19,916
繰延税金資産	75,321
投資その他の資産合計	95,238
固定資産合計	143,459
資産合計	4,708,775

## 負債の部

流動負債	
未払金	
未払手数料	1,496,194
関係会社未払金	212,340
その他未払金	61,622
未払費用	13,775
未払法人税等	305,738
預り金	19,234
賞与引当金	87,832
未払消費税等	64,837
リース債務	879
流動負債合計	2,262,455
固定負債	
退職給付引当金	351,216
固定負債合計	351,216
負債合計	2,613,671
純資産の部	
株主資本	
資本金	649,500
資本剰余金	
資本準備金	616,875
資本剰余金合計	616,875
利益剰余金	
その他利益剰余金	828,729
繰越利益剰余金	828,729
利益剰余金合計	2,095,104
株主資本合計	2,095,104
純資産合計	4,708,775
負債・純資産合計	

## 2. 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,863,304
その他営業収益	200,904
営業収益合計	5,064,209
営業費用	
一般管理費	3,257,342
営業利益	741,787
営業外収益	
受取利息	607
受取配当金	156
有価証券売却益	18
有価証券評価益	1,356
為替差益	5,149
雑収入	2
営業外収益合計	7,288
経常利益	1,072,367
税引前中間純利益	1,072,367
法人税、住民税及び事業税	281,519
法人税等調整額	63,712
法人税等合計	345,232
中間純利益	727,135

## 3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968	
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 1,404,000	△ 1,404,000	△ 1,404,000	
中間純利益	—	—	727,135	727,135	727,135	
当中間期変動額合計	—	—	△ 676,865	△ 676,865	△ 676,865	
当中間期末残高	649,500	616,875	828,729	2,095,104	2,095,104	

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 18年

器具備品 4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。

##### (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間に見合う分を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

当中間会計期間末 (2025年6月30日)	
建物	113,368 千円
器具備品	64,024 千円
リース資産	5,234 千円
計	182,627 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
有形固定資産	3,042 千円
無形固定資産	3,150 千円
計	6,192 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	23,060 株	-	-	23,060 株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定期株主総会	普通株式	1,404,000	利益 剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	72,318	72,318	-
長期差入保証金	19,916	19,623	△ 294

(注) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	72,318	-	72,318
資産計	-	72,318	-	72,318

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	19,623	-	19,623
資産計	-	19,623	-	19,623

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
委託者報酬	4,863,304 千円
その他営業収益	200,904 千円
計	5,064,209 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,863,304	200,904	5,064,209

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,637,484	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	1,448,543	投資運用業

(注) 上個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	90,854 円 48 銭
1 株当たり中間純利益金額	31,532 円 34 銭

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
中間純利益	727,135 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純利益	727,135 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2025年10月9日

作成基準日 2025年9月2日

本店所在地

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

お問い合わせ先

リスク・コンプライアンス部